

令和八年五月十五日 開会
令和八年五月魚津市議会臨時会提出議案

市長提案理由説明要旨

本日ここに、令和八年五月魚津市議会臨時会が開催されるに当たり、提案いたしました案件の提案理由の説明に先立ち、学校給食センター職員の不祥事について、ご報告を申し上げます。

既に新聞等で報道されておりますが、五月四日、学校給食センター職員が建造物侵入の疑いにより逮捕されるという不祥事が発生いたしました。

このようなご報告をしなければならないことは誠に遺憾であり、市政を預かる者として、議員の皆様、市民の皆様、関係各所の皆様の信頼を大きく損ねましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、職員に対し、改めて、法令順守及び綱紀粛正の徹底を図るとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

それでは、本会議に提案いたしました案件について、提案理由の概要をご説明申し上げます。

「議案第二十七号 令和八年度魚津市一般会計補正予算（第一号）」は、歳入歳出予算の総額に五百九十四万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ二百十二億四千九百九十四万一千円としたいのであります。

今回の補正は、一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用した自治会集会所の備品整備費及び地域公共交通機関の利用促進の一環として実施する魚津黒部ワンコインフリーきっぷ事業に係る費用を増額するものであり、財源として、繰越金及び諸収入を充当いたしております。

「議案第二十八号 専決処分の承認を求めることについて（魚津市税条例の一部改正について）」は、令和八年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律が令和八年三月三十一日に公布されたことにより、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正等を行うほか、所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、同日付けで専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

「報告第二号 専決処分の報告について（事故等による損害賠償の額の決定及びその和解について）」は、地方自治法第一百八十条第一項の規定に基づき、議決に

より指定された事項について、令和八年三月十二日、同年三月二十四日及び同年四月二十三日付けで専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、本日提出いたしました案件の説明といたします。

何とぞ、慎重審議のうえ、議決賜りますよう、お願い申し上げます。